

ご存知ですか？ 動物病院の 広告ガイドライン

詳しくは…
農林水産省
獣医療広告ガイドライン



事例集 (Q&A)



<広告に書いて良いこと・ダメなことの一例>

○ 専門科名(分野、対象動物)	× 専門科名
内科、外科、整形外科、皮膚科、腫瘍科、循環器科、眼科、歯科、アレルギー科、リハビリテーション科 大動物専門科、犬・猫専門科	全科診療科 等 (一般に広く認められていない専門科名)
○ 学位又は称号 その他	× 経歴
・○○大学博士(○○) 学位 専攻分野 卒業大学の例)○○大学学士(獣医学) ・大学病院と連携	・大学教授 ・動物病院院長を経験し、開業 ・10年の小動物診療従事経験あり ・認定医、専門医
○ 技能・療法に該当しない	× 技能・療法に該当する
・健康相談、救急対応 ・セカンドオピニオン ・インフォームド・コンセント ・東洋・西洋医学 ・診療施設の写真 (医療機器の販売名や型式番号はNG)	・心臓病の検査、治療、診断 等 ・手術 ・犬回虫駆除、ノミ・ダニ予防 ・手術のイラストや写真 (開腹手術の写真など飼養者を不快にさせるものは、広告に該当しないHP等に載せることも避けてください)
○ その他 技能・療法・経歴に該当せず広告可能なもの	
・診療施設の名称、住所、電話番号 ・勤務する獣医師の氏名 ・診療日、診療時間、予約診療、休日又は夜間の診療、往診の実施 ・診療費の支払方法(クレジットカードの使用の可否等) ・動物医療保険取扱、入院施設、駐車場台数 ・ペットホテル、トリミング、しつけ教室の実施	
○ 広告制限の特例	× 特例でも広告NG
・MRI、CT導入、医療機器の写真 (販売名や型式番号はNG) ・犬・猫の去勢・避妊手術 ・犬の混合ワクチン取り扱っています ・犬フィラリア症の検査・予防を実施 ・血液検査による健康診断 ・○○獣医師会会員 ・農業共済組合の指定獣医師	・芸能人△△さんも当院の健康診断を受診しています (比較広告) ・効果抜群のワクチンを接種しています(誇大広告) ・当院で行う避妊手術は安全です(誇大広告) ・ワクチン接種のセット割引(費用) ・○○獣医師会会長(経歴)

■ 動物病院（飼育動物診療施設）や獣医師の診療業務に関し広告を出す際は、獣医療法第17条を遵守する必要があります。

しかし、広告に規制があるということを知ってはいるものの、規制の内容がわかりにくかったり、違反するのが怖くて情報発信が難しい、と感じている方はいらっしゃいませんか？

特にインターネットによる情報発信は、いろいろな方法で不特定多数の方に拡散することが可能であることから、利用したくても不安が大きく、躊躇されている方もいらっしゃるのではないのでしょうか？

同じインターネット上のコンテンツでも、web広告は獣医療法上の広告に該当する場合がありますが、**動物病院のホームページは「広告」とはみなされません**。ホームページもweb広告もインターネット上にあることから、勘違いされているケースが見受けられます。

そこで、「やって良いこと」、「ダメなこと」をわかりやすくお伝えするために、「獣医療広告適正化検討委員会」を設置し「獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）」（農林水産省）のポイントを、ホワイトボードアニメーションと、このリーフレットで解説します。

ホワイトボードアニメーションは
東京都獣医師会ホームページや
You Tubeでご覧いただけます。



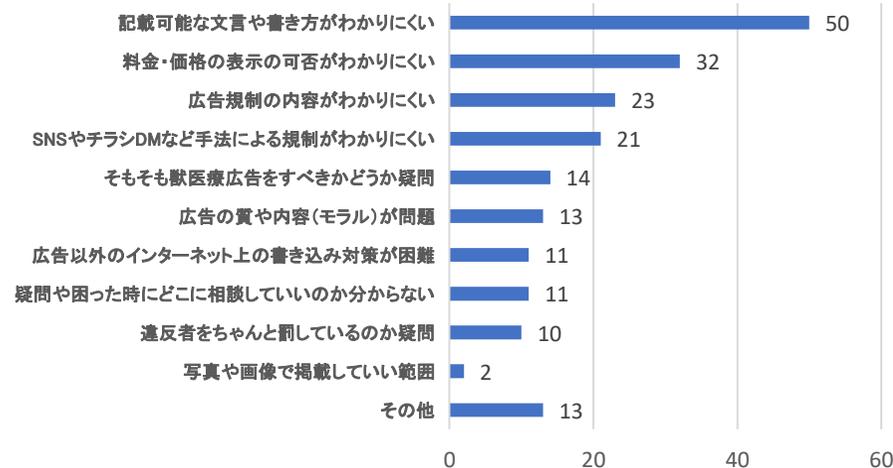
（参考）獣医療法第17条第1項
何人も、獣医師又は診療施設の業務に関しては、次に掲げる事項を除き、その技能、療法又は経歴に関する事項を広告してはならない。

- 一 獣医師又は診療施設の専門科名
- 二 獣医師の学位又は称号

■ 全国の獣医師を対象に「獣医療広告（動物病院の宣伝）に関する疑問点や不安点はありませんか？」と、アンケート調査をしてみたところ、200名の獣医師から回答をいただきました。結果は以下の通りです。

【質問】 獣医療広告（動物病院の宣伝）に関する疑問点・不安点は？

回答者：全国の獣医師 200名 実施期間：2022.2.16-18
調査方法：株式会社Zpeer 獣医師コミュニティサイト「ペットピア」でのウェブ回答形式



■ アンケート結果をご覧くださいとわかるように、多くの獣医師が、獣医療広告に関し、様々な疑問を感じていることがわかります。

また、よくある勘違いですが、

**動物病院が広告等PRをしてはいけないのではありません
広告を出す場合は、法令上の広告制限を守る必要があるのです**

それでは、チラシ・Web広告の事例から解説していきましょう。

広告主の注意点とチラシによる広告

■ 広告主にも注意が必要！

獣医療法第17条第1項で「**何人も**、獣医師又は診療施設の・・・」とあり、動物病院・獣医師以外が広告主の場合も制限の対象になります。系列ペットショップで動物病院の広告を出す場合も法令を遵守してください。

■ さて、ここでクイズです

下の2枚のチラシは、どちらが**NG**でしょうか？

(A)

〇月〇日
あなたの街に
新規オープンします！

本院は、内視鏡手術に対応しています。

〇△ペットクリニック
新宿区西新宿〇〇〇
☎03-123-4567

(B)

〇月〇日
あなたの街に
新規オープンします！

本院は、予防医療に力を入れています。

〇△ペットクリニック
新宿区西新宿〇〇〇
☎03-123-4567

もう一つ、下の2種類の配布方法は、どちらが**NG**でしょうか？



■ 実はこれ、「チラシ」と「配布方法」の組み合わせによって答えが変わるのです！

(A) のチラシに書かれている「**内視鏡手術に対応しています。**」という文言は、広告が制限されている**技能や療法にあたります**ので、(C) の**ポスティングをする場合、広告に該当するため配布することはNG**です。

一方で、(D) の**動物病院の受付**に「ご自由にお持ちください」と設置することは、情報の受け手が限定されるため、広告には該当しませんので、**配布可能 (OK)** となります。

(B) のチラシに書かれている「**予防医療に力を入れています。**」という文言は、**技能や療法にあたりません**ので、広告に該当するポスティング (C) でも、該当しない病院の受付に設置(D)でも、**配布可能 (OK)** です。

<判断するポイントは、獣医療広告の3つの要件>

- | | |
|--------------------------|------------|
| ① 病院名・獣医師名・住所などが記載されている… | 特定性 |
| ② 不特定多数の人に本人が意図せず情報が届く… | 認知性 |
| ③ 飼い主を誘引する意図がある… | 誘引性 |

①②③全てに該当すると広告にあたり、広告制限の適用を受けますが、記載する文言や表現がルールに沿っていれば、不特定多数の人を対象に情報発信することが可能です。

➔『**専門科名**』『**学位又は称号**』は**OK** 『**技能、療法、経歴**』は**NG**

一方、院内で配ったり、患者さんに案内するものは広告にはあたりませんので、**医薬品医療機器等法 (旧薬事法)** や**景品表示法**を守り適切な表現であれば、ある程度自由な情報発信が可能です。

➔『**技能、療法、経歴**』も**OK** 費用の掲載も**OK**

■ よく見かけるインターネット上の広告違反は…

OOペットクリニック
新宿区西新宿〇〇〇
年中無休
犬・猫診療
内科・外科
ノミ・ダニ予防

技能・療法 NG!

■ 獣医療広告の定義である、誘引性・特定性・認知性を全て満たせば、インターネット上のバナー広告や検索エンジンでのリスティング広告も制限の対象になります。

広告に該当した場合、技能や療法の表示は許されていませんので、この広告は掲載**NG**です。皮膚科など専門科名に言い換えましょう。

広告に書いて良いことダメなことは、最後のページを参照してください。なお、広告制限には技能・療法・経歴であっても掲載可能な特例が設けられていません(獣医療法施行規則第24条)。

■ 広告に該当する媒体の例

広告制限の対象外	広告制限の対象
<ul style="list-style-type: none"> 診療施設内で掲示・配布するパンフレット (外から容易に見えるものは広告に該当) 飼育者の申出に応じて行う説明、配布物、電子メール 診療施設のホームページ 	<ul style="list-style-type: none"> テレビ・ラジオCM 新聞・雑誌の広告、看板等 承諾なしに配布するDM等 バナー広告や広告サイト 不特定多数の者に情報が拡散するSNS

■ ホームページは広告ではありません！

インターネット上で情報発信をすることから、**Web広告**と**ホームページ**を混同してしまいがちですが、ホームページは、飼い主が自らの意志で検索し閲覧することから、**広告とみなされてはいません。**

技能・療法などに該当する診療メニューや診療費の他に、獣医師の経歴等も記載できます。



客観的事実があれば来院数や症例数などを記入することも可能です。
例) 年間来院数〇〇人(令和3年1月1日~令和3年12月31日)

ただしホームページにも、書いてはダメなことがあります。

○「景品表示法」により、

合理的な根拠がないのに「有能なスタッフがペットのために最高のケアを提供します」といった表現は誇大広告にあたり**NG**です。



「景品表示法」については東京都のパンフレットを参考にしてください。
<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/hyoji/documents/koukokuver1109.pdf>

ルールに従って利用すれば、ホームページは、**動物病院の個性や魅力を飼い主に伝えることができるコンテンツ**です。

